



現代的なものと 対敵刑法の 狭間にある刑法改正

2015.4.22(WED) 13:30~15:30

刑法の任務は、人の生命や自由を守ると同時に犯罪者の人権を守ることでもある。しかし、市民の安全を守るため、経済・環境刑法、サイバー犯罪など、安全に対する「危険」の芽を摘み取るための犯罪構成要件が新設され、95年のスペイン刑法とその後の改正も前者の任務に力点を置いている。テロ犯罪については、ニューヨーク・世界貿易センタービルに航空機を激突させるというテロ事件、その後の「テロとの戦い」の一環としての米大統領によるビン・ラディンの殺害命令、グワタナモ捕虜収容所における拷問、最近のイスラム国の脅威など、国際法と刑法における従来の常識から逸脱した現象が発生している。99年来、ドイツの刑法学者ギュンター・ヤコブス教授が「対敵刑法」というカテゴリーを唱え、自ら法秩序を尊重しないテロリストには、「市民刑法」は妥当しないとするセンセーショナルな提言を行っているが、講演者、セビリャのパブロ・デ・オラヴィーデ大学名誉教授のムニョス・コンデ氏は、対敵刑法の批判者として世界各国で情熱的に講演を重ねてこられたスペインの刑法学者である。

関西大学千里山キャンパス 児島惟謙館1階第1会議室

講演者

Francisco Munoz Conde (フランシスコ・ムニョス・コンデ)

(パブロ・デ・オラヴィーデ大学名誉教授) ※講演言語:ドイツ語

司会 **山中 敬一** (大学院法務研究科特別契約教授)

通訳 **飯島 暢** (法学部教授)

聴講自由・申込不要